

第5号議案 災害対策積立資産承認の件

今年1月の能登半島で発生した地震に対する公益社団法人石川県不動産鑑定士協会の対応から、今後地元で大規模災害が発生した場合には、当協会においても会員の活動や県外から来ていただく派遣員や寄付活動等で緊急の支出が必要となることが明確となってまいりました。

このため、令和6年度予算において災害対策積立資産を新設したいと考えております。

必要な資金としては総額で500万円程度を予想いたしました。具体的には、令和6年度予算において、協会の預金から300万円を特定資産の災害対策積立資産へ振替を行い、残りの200万円については、毎年20万円を10年間の期間で積立を行い計上していきたいと考えております。この案につきまして会員の皆様のご承認をいただきたいと思います。

【災害対策積立資産】

- ア. 目的 大規模災害が発生した場合に必要な緊急性を要する支出を総会の決議を経ずに速やかに支払うことができる資産確保のため。
- イ. 積立の方法 会費収入を原資として、毎年20万円を積立資産とし、総額500万円を上限額とする。
- ウ. 目的取崩の要件 理事会において承認された場合に取崩を認める。
- エ. 目的外取崩の要件 総会の決議を経て可決した場合に目的外取崩を認める。
- オ. 運用方法 金融機関への預金等の方法で、他の資産と区分して管理する。